

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（閣法第

一五号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）を置くとともに、その所掌事務、組織、設置期限等について定める。

二、内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

三、国は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」とい

う。)が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができる。

四、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

五、組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、その派遣を要請することができることとし、当該要請があつた場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができることとするともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

六、内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国务大臣の数の上限を一名増員する。

七、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。